

# 第 1 回 田野畑村地域公共交通活性化協議会

## 議 事 録

日時：平成 20 年 6 月 2 日 13:30～

場所：田野畑村役場第一会議室

### 1．開会

### 2．委員の紹介

### 3．委嘱状交付

### 4．村長あいさつ

本日は、ご多忙のところ田野畑村地域公共交通活性化協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

本村を含む中山間地域では、公共交通の確保は大変苦勞をしています。全体的な公共交通のあり方を見直そうということでこれまで時間をかけて取り組んできましたが、ちょうど昨年、国の方で地域公共交通活性化・再生法が施行されました。本日は、この法律に基づく連携計画の策定をスタートさせたいということで、皆様にお集まりいただきました。こういう地域の住民の足の確保をどうしようかということについてご意見を賜りたく存じます。よろしく申し上げます。

本村では、現在 6 校の小学校がありますが、これを 1 校に統合するという計画が進んでおります。それに伴って通学の足をどのように確保するか、また現在運行している村民バスの乗車率が悪いという面もあり、これらを一体として運行して行き、地域の足を確保したいと考えております。

この取り組みを進めていくに当たって、国の法律に基づいて事業に応募したいと考えており、これについても委員のみなさまからご意見を頂戴したいと考えております。

本日お集まりいただきましたことに、改めて感謝申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

### 5．協議

#### ( 1 ) 田野畑村地域公共交通活性化協議会規約の制定の承認について

( 事務局より資料説明の後、質疑応答 )

事務局：これについて質問、ご意見がありましたらお願いします。

事務局：それでは、拍手を持って承認とさせていただきたいと思います。

委員：(拍手)

事務局：ありがとうございました。

## (2) 役員を選出

事務局：規約に基づきまして、会長を田野畑村長にお願いすることとし、会長のほうから副会長と監事の指名をお願いします。

会長：副会長には、沼袋地区自治振興会会長の佐々木菊三郎さん、監事は三陸鉄道株式会社の金野様と宮古地方振興局の田中様にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。また、規約の中の分科会などについては、後ほど定めるということにさせていただきたいと思います。

## (3) 田野畑村地域公共交通活性化協議会事務局規程の制定の承認について

(事務局より資料説明の後、質疑応答)

会長：ご意見のある方はよろしくをお願いします。

会長：よろしいでしょうか？それでは、事務局規定については、原案の通り決定することといたします。

## (4) 田野畑村地域公共交通活性化協議会財務規程の制定の承認について

(事務局より資料説明の後、質疑応答)

会長：これにつきまして、ご意見のある方はよろしくをお願いします。

会長：よろしいでしょうか？それでは、財務規定については、原案の通り決定することといたします。

## (5) 平成20年度事業計画、歳入歳出予算について

(事務局より資料説明の後、質疑応答)

会長：ご意見をいただきたいと思います。

田中委員(宮古地方振興局)：ニーズに応じた公共交通を構築されるということで良いことだと思います。昨年度の調査結果のところですが、平成17年度から平成18年度のところでは利用者が落ちていること、平成13年度から平成14年度で経費が増えていることについて、分かる範囲で構わないので教えていただけますか？

事務局：利用者については、マイカーが普及していることもあって減少しています。少しずつダイヤの調整なども行っていますが、このような形の減少につながっていると思われます。費用については委託方法の変更によって、費用が計上されるようになっています。

会長：平成13年度までは直営で行っていましたが、平成14年度から委託という形に変更したた

めにこのようになっています。

金野委員（三陸鉄道株式会社）：法律に基づいて事業を申請するということですが、申請はもう行ったのか。

事務局：申請については、この協議会の設立が要件となっているので、この協議会での承認を受けて運輸局に申請したいと考えています。

会長：それでは、この件については今後さらに検討することにしておりますので、またそこで協議していただくということについて、原案の通り決定するということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### **（６）地域公共交通活性化・再生事業への応募申請について**

（事務局より資料説明の後、質疑応答）

会長：これにつきまして、ご意見のある方はよろしくお願いします。

会長：よろしいでしょうか？それでは、原案の通り決定することといたします。

#### **（７）村運営有償運送の有効期間の更新の登録について**

（事務局より資料説明の後、質疑応答）

会長：これにつきまして、ご意見のある方はよろしくお願いします。

会長：よろしいでしょうか？それでは、了承いただいたということとさせていただきます。

会長：運輸支局さんのほうから何かございますでしょうか？

中屋敷委員（岩手運輸支局）：活性化・再生法に基づく国の事業は、地域にあった公共交通をどのように構築するかということを支援する事業です。既に1次募集が済みまして、募集がかなりあり予算が厳しくなっています。田野畑村では2次募集に応募するということで、申請どおり採用されればいいなと考えております。

以上